



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年12月15日金曜日 第1821号

◇ 目 次 ◇ 告 示

介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第18条第2項第1号に規定する適格講習.....	1043
保安林の指定の解除.....	1043
付保義務の発生.....	1043
付保義務の消滅.....	1043
道路の区域変更（県道糸山公園線）.....	1043
道路の供用開始（ " " ）.....	1044
都市計画事業の施行.....	1044
都市計画事業の認可.....	1044

公 告

採石業務管理者試験の合格者の発表.....	1044
-----------------------	------

告 示

○愛媛県告示第1748号

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第18条第2項第1号に規定する適格講習は、旧指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第194条に規定する講習会を指定する省令（平成14年厚生労働省令第121号）により厚生労働大臣の指定を受けた講習会とする。

平成18年12月15日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1749号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年12月15日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
四国中央市具定町字分木乙63の4、乙63の5（以上2筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1752号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年12月15日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1750号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めため、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成18年12月15日

愛媛県知事 加戸守行

（西条地方局管内）

土居加入区	垣生南部加入区	禎瑞加入区
-------	---------	-------

壬生川加入区

（宇和島地方局管内）

下灘第1加入区

○愛媛県告示第1751号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成14年12月愛媛県告示第1984号）による保険に付すべき義務は、平成18年12月14日限り消滅したため、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成18年12月15日

愛媛県知事 加戸守行

（西条地方局管内）

土居加入区	垣生南部加入区	禎瑞加入区
-------	---------	-------

壬生川加入区

（宇和島地方局管内）

下灘第1加入区

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	糸山公園線	今治市波止浜字高部下13番7から 同字13番6まで	旧	メートル 12.0~12.5	キロメートル 0.021	
			新	12.0~25.0	0.021	

○愛媛県告示第1753号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年12月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	糸山公園線	今治市波止浜字高部下13番7から 同字13番17まで	平成18年12月15日

○愛媛県告示第1754号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。

平成18年12月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画事業の種類及び名称
八幡浜都市計画道路事業
3・4・2 白浜大平線
- 2 施行者の名称
愛媛県
- 3 事務所の所在地
松山市一番町四丁目4番地2
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
八幡浜市字白浜、字五位ヶ脇及び大平地内
 - (2) 使用の部分
なし

- (1) 収用の部分
愛媛県八幡浜市 字白浜、字北白浜 地内
- (2) 使用の部分
なし

公 告

○公 告

採石業務管理者試験の合格者の発表について

平成18年10月13日に実施した採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

平成18年12月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

受験番号

11

○愛媛県告示第1755号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成18年12月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 施行者の氏名
八幡浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
八幡浜都市計画道路事業
3・4・2 白浜大平線
3・6・1 産業通白浜線
一・小・二 白浜通り向灘線
- 3 事業施行期間
平成18年12月15日から
平成23年3月31日まで
- 4 事業地